

国民健康保険の保険証の有効期限は 令和7年7月31日までです

7月下旬に、町からマイナ保険証をお持ちの方、お持ちでない方それぞれにお知らせを発送します。
8月以降に医療機関を受診する方法については、届いたお知らせをご確認ください。

「資格情報のお知らせ」が届く方

このお知らせが届いた方は、**マイナ保険証をお持ちの方**です。
(マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方)

お持ちの **マイナ保険証で医療機関を受診**してください。

- ★「資格情報のお知らせ」は、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- ★医療機関等のカード読み取り機械の不具合などでマイナ保険証が利用できない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を一緒にご提示ください。

※画像はイメージです

資格情報のお知らせ	
氏名	姓 太郎
生年月日	1 月 1 日
有効期限	○年○月○日
交付年月日	○年○月○日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナンバーカードにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。QRコードは画像に示します。

マイナ保険証の読み取りができない場合は、スマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンを
マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することによって、マイナ保険証を
お持ちでない方は、この「資格情報のお知らせ」と医療機関等の受付で提示することによって、
資格を確認することができます。



「資格確認書」が届く方

このお知らせが届いた方は、**マイナ保険証をお持ちでない方**です。
(マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方、マイナンバーカードを持っていない方、カードの有効期限が切れている方など)

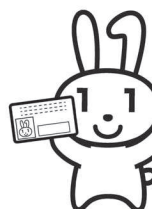
届いた **資格確認書で医療機関を受診**できます。

- ★マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず「資格確認書」が交付されます。
- ★「資格確認書」を医療機関に提示することで、これまでどおり受診ができます。

※画像はイメージです

○ ○ 都 道 府 県	
国民健康保険	有効期限 年 月 日
資格確認書	発給期日 年 月 日
記号	番号 (姓番)
氏名	姓 太郎
生年月日	1 月 1 日
適用開始年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
世帯主氏名	
住所	
保険者番号	
交付者名	

印



マイナ保険証をお持ちの方も、まだお持ちでない方も
これまでどおり医療機関を受診いただけます。



マイナ保険証を持っている方

マイナンバーカードを持っているが、
健康保険証利用登録がお済みでない
方、有効期限が切れている方
【マイナ保険証を持っていない方】

マイナンバーカードを持っていない方
【マイナ保険証を持っていない方】

申請によらず、町から「資格確認書」が届きます

マイナ保険証で
受診してください

届いた「資格確認書」で受診できます

マイナ保険証をお持ちでも、ご高齢の方や障がいをお持ちの方は
申請により「資格確認書」を取得できます。



マイナ保険証をお持ちの場合でも、ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、配慮が必要な方は、申請により「資格確認書」を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。申請する場合は、国保医療係（☎ 85-6130）まで、お問い合わせください

「①マイナンバーカードの申請手続き」「②カードを健康保険証として登録する手続き」をご案内します。



①マイナンバーカードの申請

- ・町民課戸籍年金係窓口で申請
- ・パソコン、スマホから申請
- ・郵便による申請
- ・街中の証明写真機から申請

②健康保険証として登録

- ・町民課戸籍年金係窓口で登録
- ・医療機関、薬局のカードリーダーで登録
- ・「マイナポータル」から登録
- ・セブン銀行 ATM から登録

★町の問い合わせ窓口

国民健康保険証等について：町民課国保医療係（☎ 85-6130）

マイナンバーカードの申請・健康保険証の登録等について：町民課戸籍年金係（☎ 85-6129）

★全国の問い合わせ窓口



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択の上、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

マイナンバー

マイナ保険証の
メリット等について▶



資格確認書
について▶

